

公職選挙法改正（地方議会議員選挙における選挙用ビラ頒布の解禁）について

選挙管理委員会事務局

1 法改正の内容（公職選挙法の一部を改正する法律 H29 法第 66 号 H31. 3. 1 施行）

- (1) 都道府県又は市の議会の議員の選挙において選挙運動のために使用するビラの頒布ができることとなった。

理由：都道府県又は市の議会の議員の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することができることとする等の必要がある。

また、全国都道府県議会議長会及び全国市議会議長会からも、ビラの頒布解禁に強い要望があった。

2 公職選挙法で認められている主な文書図画と改正内容（他に事務所看板、インターネット等）

	通常葉書	選挙運動用ビラ	選挙運動用ポスター
都道府県知事	長野県の場合 45,000枚	長野県の場合 160,000枚	ポスター掲示場数
都道府県議会議員	8,000枚	解禁 16,000枚	1,200枚 ポスター掲示場数
政令指定市の市長	35,000枚	70,000枚	4,500枚
政令指定市の市議会議員	4,000枚	解禁 8,000枚	1,200枚
政令市以外の市長	8,000枚	16,000枚	1,200枚 飯田市はポスター掲示場数
政令市以外の市議会議員	2,000枚	解禁 4,000枚	1,200枚 飯田市はポスター掲示場数
町村長	2,500枚	5,000枚	500枚
町村議会議員	800枚	解禁されず	500枚

3 頒布できるビラ

(1) 頒布枚数

- ・選挙管理委員会に届け出た2種類以内 4,000枚（飯田市の場合）

(2) 規 格

- ・長さ29.7cm、幅21cm（A4版）以内

(3) 必要記載事項等

- ・表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（名称）及び住所
- ・選挙管理委員会が交付する証紙を貼付

(4) 頒布方法

- ・新聞折り込み、当該候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所

(5) 頒布期間

- ・選挙運動期間中（告示日から投票日前日まで）

4 ビラ作成の選挙公営

ビラ解禁にあわせ、市議会議員選挙におけるビラの作成についても、条例で定めることにより選挙公営とできることとなった。現在、飯田市においては、「飯田市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例」により、市長選挙におけるビラの作成を選挙公営としている。

市議会議員選挙においても、選挙公営とするよう条例改正を行う予定。（H30.12 議会）